

(4) 土壌の汚染に係る環境基準 (平成3年8月23日環境庁告示第46号)

| 項目                   | 環境上の条件                                                               |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| カドミウム                | 検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。         |
| 全シアン                 | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 有機燐                  | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 鉛                    | 検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| 六価クロム                | 検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。                                           |
| 砒素                   | 検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀                  | 検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。                                         |
| アルキル水銀               | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| P C B                | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 銅                    | 農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。                            |
| ジクロロメタン              | 検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。                                           |
| 四塩化炭素                | 検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。                                          |
| 1, 2 - ジクロロエタン       | 検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。                                          |
| 1, 1 - ジクロロエチレン      | 検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。                                           |
| シス - 1, 2 - ジクロロエチレン | 検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。                                           |
| 1, 1, 1 - トリクロロエタン   | 検液 1 l につき 1 mg 以下であること。                                             |
| 1, 1, 2 - トリクロロエタン   | 検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。                                          |
| トリクロロエチレン            | 検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。                                           |
| テトラクロロエチレン           | 検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| 1, 3 - ジクロロプロペン      | 検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。                                          |
| チウラム                 | 検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。                                          |
| シマジン                 | 検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。                                          |
| チオベンカルブ              | 検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。                                           |
| ベンゼン                 | 検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| セレン                  | 検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| ふっ素                  | 検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。                                            |
| ほう素                  | 検液 1 l につき 1 mg 以下であること。                                             |

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。